

第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

A-1 次の記述は、アマチュア無線局の免許の欠格事由について述べたものである。電波法（第5条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

次のいずれかに該当する者には、アマチュア無線局の免許を与えないことができる。

- (1) 電波法又は放送法に規定する罪を犯し A に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から B を経過しない者
- (2) 無線局の C から B を経過しない者

A	B	C
1 罰金以上の刑	2年	免許の取消しを受け、その取消しの日
2 罰金以上の刑	3年	運用の停止の命令を受け、その処分の期間が終了した日
3 懲役	3年	免許の取消しを受け、その取消しの日
4 懲役	2年	運用の停止の命令を受け、その処分の期間が終了した日

A-2 総務大臣が無線局の予備免許を与えるときに指定する事項として、電波法（第8条）に規定するものに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波の型式及び周波数 2 空中線電力 3 運用許容時間 4 無線設備の設置場所

A-3 次の記述は、無線局の変更検査について述べたものである。電波法（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第17条（変更等の許可）第1項の規定により無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更の工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、 A を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項又は電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、 B を省略することができる。

A	B
1 許可に係る無線設備	その全部
2 許可に係る無線設備	その一部
3 当該無線局の無線設備	その全部
4 当該無線局の無線設備	その一部

A-4 次の記述は、アマチュア無線局の廃止等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで及び第78条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、その無線局を A ときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 B 以内にその免許状を返納しなければならない。
- ④ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく C の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。

A	B	C
1 廃止した	10日	空中線
2 廃止した	1箇月	送信装置
3 廃止する	1箇月	空中線
4 廃止する	10日	送信装置

A-5 次の記述は、電波の質について述べたものである。電波法（第28条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信設備に使用する電波の 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

- 1 周波数の偏差及び幅、空中線電力の偏差等
- 2 周波数の偏差及び幅、高調波の強度等
- 3 周波数の幅、空中線電力の偏差等
- 4 周波数の偏差、高調波の強度等

A-6 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示したものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、電波の型式の記号表示と電波の型式の内容が適合するものを下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

区分 番号	電波の型式 の記号	電 波 の 型 式		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	F 3 C	角度変調であって周波数変調	アナログ信号である単一チャンネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
2	G 7 D	角度変調であって位相変調	アナログ信号である2以上のチャンネルのもの	ファクシミリ
3	A 3 E	振幅変調であって両側波帯	アナログ信号である単一チャンネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
4	J 3 F	振幅変調であって全搬送波による単側波帯	アナログ信号である単一チャンネルのもの	テレビジョン（映像に限る。）

A-7 次の記述は、空中線等の保安施設について述べたものである。電波法施行規則（第26条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線設備の A には避雷器又は接地装置を、また、カウンターポイズには接地装置をそれぞれ設けなければならない。ただし、 B 及び陸上移動局又は携帯局の無線設備の空中線については、この限りでない。

- | A | B |
|----------|-------------------------------|
| 1 空中線系 | 30MHzを超える周波数を使用する無線局の無線設備 |
| 2 空中線系 | 26.175MHzを超える周波数を使用する無線局の無線設備 |
| 3 空中線共用器 | 30MHzを超える周波数を使用する無線局の無線設備 |
| 4 空中線共用器 | 26.175MHzを超える周波数を使用する無線局の無線設備 |

A-8 空中線の指向特性を定める事項として、無線設備規則（第22条）に規定するものに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 給電線よりの輻射
- 2 主輻射方向の利得
- 3 主輻射方向及び副輻射方向
- 4 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すもの

A-9 一般通信方法における無線通信の原則として、無線局運用規則（第10条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線通信は、これを長時間行ってはならない。
- 2 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- 3 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 4 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。

A-10 次の記述は、アマチュア無線局の免許状に記載された事項の遵守について述べたものである。電波法（第53条、第54条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局を運用する場合においては、 A、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ② 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
 - (1) 免許状に B であること。
 - (2) 通信を行うため必要最小のものであること。
- ③ ①又は C の規定に違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

A	B	C
1 無線設備の工事設計	記載されたもの	②の(1)
2 無線設備の工事設計	記載されたものの範囲内	②の(2)
3 無線設備の設置場所	記載されたもの	②の(2)
4 無線設備の設置場所	記載されたものの範囲内	②の(1)

A-11 次の記述は、モールス無線通信において、無線局が無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときに順次送信すべき事項を掲げたものである。無線局運用規則（第39条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 3回
- ② DE 1回
- ③ 自局の呼出符号 3回

1 CP 2 VVV 3 EX 4 TXT

A-12 次の記述は、アマチュア局の運用について述べたものである。無線局運用規則（第257条及び第258条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① アマチュア局においては、 A、その局が動作することを許された周波数帯から逸脱してはならない。
- ② アマチュア局は、自局の発射する電波が B の運用又は放送の受信に支障を与え、若しくは与える虞^{おそれ}があるときは、速やかに当該周波数による電波の発射を中止しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。

A	B
1 その発射する電波の周波数帯の中央の周波数が	他の無線局
2 その発射する電波の周波数帯の中央の周波数が	重要無線通信を行う無線局
3 その発射の占有する周波数帯幅に含まれているいかなるエネルギーの発射も	他の無線局
4 その発射の占有する周波数帯幅に含まれているいかなるエネルギーの発射も	重要無線通信を行う無線局

A-13 欧文によるモールス無線通信において、「送信してください。」を示す略符号をモールス符号で表したものはどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 - . - . - . -
- 2 - . - .
- 3 - - - - - . - . -
- 4 - .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-14 モールス無線通信において、「こちらの信号の明りょう度は、どうですか。」を示すQ符号をモールス符号で表したものはどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 - - . - . - . . - . . - . . - . . - . .
- 2 - - . - - . . . - - . . - . .
- 3 - - . - . - . - . - . - . - . - . - .
- 4 - - . - - - . . - . .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-20 次の記述は、無線局の免許人が電波法等に違反したときに総務大臣が行うことができる処分について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、 A 以内の期間を定めて B の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、 C 若しくは空中線電力を制限することができる。

	A	B	C
1	3箇月	無線局の運用	周波数
2	3箇月	電波の発射	電波の型式、周波数
3	6箇月	無線局の運用	電波の型式、周波数
4	6箇月	電波の発射	周波数

A-21 局の技術特性に関する記述として、無線通信規則（第3条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 局において使用する装置の選択及び動作並びにそのすべての発射は、無線通信規則に適合しなければならない。
- 2 局において使用する装置は、周波数スペクトルを最も効率的に使用することが可能となる信号処理方式として、特に振幅変調方式においては、単側波帯技術を使用しなければならない。
- 3 発射の周波数帯幅は、スペクトルを最も効率的に使用し得るようなものでなければならない。このためには、一般的には、周波数帯幅を技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持することが必要である。
- 4 減幅電波の発射は、すべての局に対して禁止する。

A-22 次の記述は、無線局からの混信について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 混信を避けるために、送信局の A 及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の A は、特に注意して選定しなければならない。
- ② 混信を避けるために、不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、 B の C をできる限り利用して、最小にしなければならない。

	A	B	C
1	無線設備	指向性のアンテナ	電気的特性
2	無線設備	送信設備及び受信設備	利点
3	位置	送信設備及び受信設備	電気的特性
4	位置	指向性のアンテナ	利点

A-23 次の記述は、無線通信の秘密について述べたものである。無線通信規則（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

主管庁は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり、次の事項を A ために必要な措置をとることを約束する。

- (1) 公衆の一般的利用を目的としていない無線通信を許可なく傍受すること。
- (2) (1)にいう無線通信の傍受によって得られたすべての種類の情報について、許可なく、その B を漏らし、又はそれを C こと。

	A	B	C
1	禁止する	内容若しくは単にその存在	他人の用に供する
2	禁止する	内容	公表若しくは利用する
3	禁止し、及び防止する	内容若しくは単にその存在	公表若しくは利用する
4	禁止し、及び防止する	内容	他人の用に供する

A-24 局の識別に関する記述として、無線通信規則（第19条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 異なる国のアマチュア局相互間の伝送であって、地上コマンド局とアマチュア衛星業務の宇宙局との間で交わされる制御信号は、局が容易に識別されるため暗号化されたものであってはならない。
- 2 アマチュア業務においては、すべての伝送は、実行可能な場合には、識別信号を伴うものとする。
- 3 識別信号は、手動による速度で伝送する国際モールス符号の形式をとらなければならない。
- 4 虚偽の又は紛らわしい識別表示を使用する伝送は、すべて禁止する。

B-1 アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）の免許を申請しようとするときにその申請書に添付する書類に記載する次の事項について、無線局免許手続規則（第15条）の規定により記載を省略することができるものを**1**、省略することができないものを**2**として解答せよ。

- ア 開設を必要とする理由
- イ 運用開始の予定期日
- ウ 無線設備の工事設計
- エ 無線局の目的
- オ 通信事項

B-2 送信設備の空中線、給電線又はカウンターポイズであって高圧電気を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から2.5メートル以上のものでなければならないが、次の記述は、これによらないことができる場合について述べたものである。電波法施行規則（第25条）の規定に適合するものを**1**、適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、無線従事者以外の者が出入しない場所にある場合
- イ 2.5メートルに満たない高さの部分が、容易に識別できるよう赤色灯で照明されている場合
- ウ 2.5メートルに満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合
- エ 2.5メートルに満たない高さの部分が、人体が容易に触れない位置にある場合
- オ 無線従事者以外の者が立ち入らないよう警告書を掲示している場合

B-3 次の記述は、モールス無線通信に使用するQ符号及び意義の組合せを掲げたものである。無線局運用規則（第13条及び別表第2号）の規定に照らし、Q符号及びその意義が適合するものを**1**、適合しないものを**2**として解答せよ。

Q符号	意義
ア QRH?	こちらの周波数は、変化しますか。
イ QRM?	そちらは、空電に妨げられていますか。
ウ QRN?	こちらの伝送は、混信を受けていますか。
エ QSY?	こちらは、他の周波数に変更して伝送しましょうか。
オ QRK?	こちらの信号（又は・・・（名称又は呼出符号）の信号）の明りょう度は、どうですか。

B-4 次の記述は、アルファベットの字句及びモールス符号の組合せを掲げたものである。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、アルファベットの字句及びそのモールス符号が適合するものを**1**、適合しないものを**2**として解答せよ。

字句	モールス符号
ア ALFA	・- ・-・- ・-・- ・-
イ BRAVO	-・-・- ・-・- -・- ・-・- -
ウ GOLF	- - - - - - - - - - - -
エ QUEBEC	- - - - - - - - - - - -
オ VICTOR	・-・- - - - - - - - - -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

B-5 次の記述は、受信設備に対する監督について述べたものである。電波法（第82条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の**1**から**10**までのうちからそれぞれ一つ選べ。

総務大臣は、受信設備が副次的に発する **ア** が **イ** に **ウ** 障害を与えるときは、その設備の **エ** 又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを **オ** ことができる。

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1 電波又は高周波電流 | 2 高周波電流 |
| 3 命ずる | 4 勧告する |
| 5 他の無線設備の機能 | 6 重要無線通信を行う無線局の運用 |
| 7 継続的かつ重大な | 8 著しい |
| 9 利用者 | 10 所有者 |

B-6 次の記述は、アマチュア業務について述べたものである。無線通信規則（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 主管庁は、アマチュア局の操作を希望する者の の資格を検証するために必要と認める措置をとる。
- ② アマチュア局の最大電力は、 が定める。
- ③ 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則の 一般規定は、アマチュア局に適用する。
- ④ アマチュア局は、その伝送中 自局の呼出符号を伝送しなければならない。
- ⑤ 主管庁は、 にアマチュア局が準備できるよう、また通信の必要性を満たせるよう、必要な措置をとることが奨励される。

- | | | | | |
|------------|---------|------------|----------|------------|
| 1 技術特性に関する | 2 災害救助時 | 3 運用上及び技術上 | 4 30分ごとに | 5 国際電気通信連合 |
| 6 すべての | 7 緊急時 | 8 技術上 | 9 短い間隔で | 10 関係主管庁 |